

勤労者一人ひとりの生活の充実のために

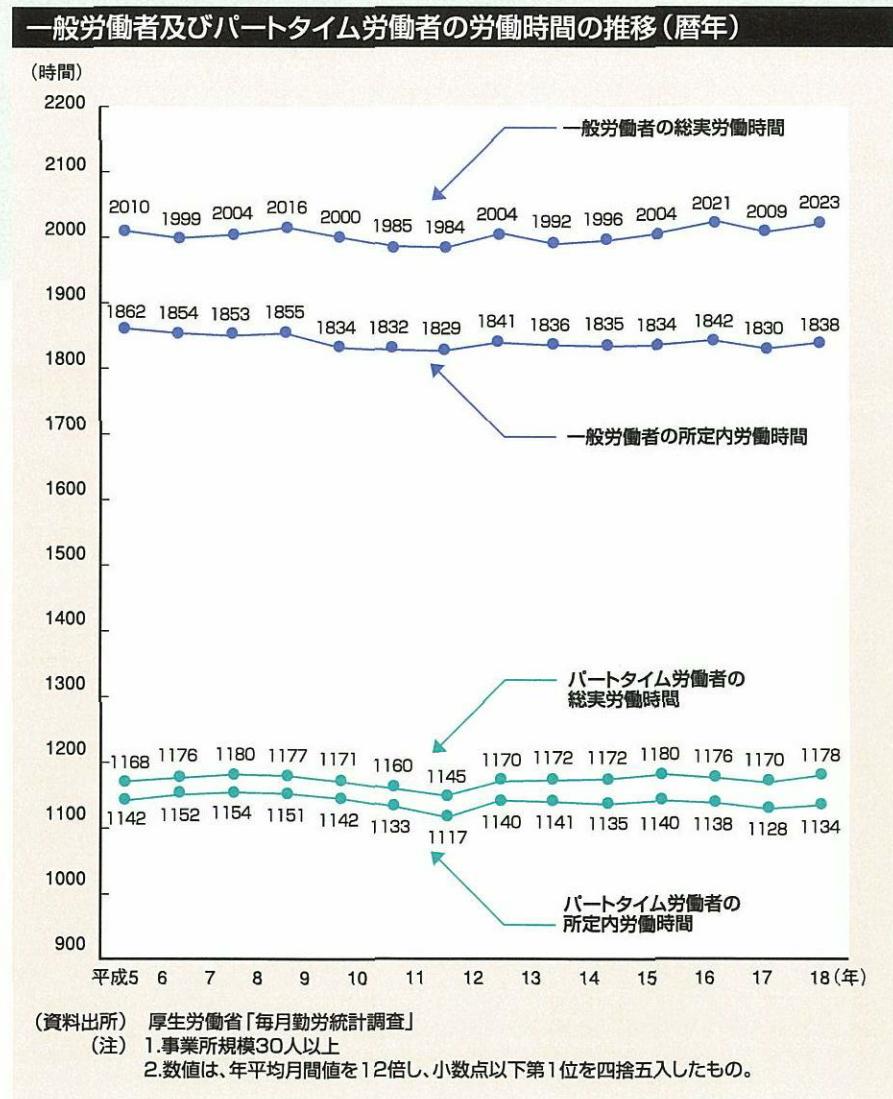
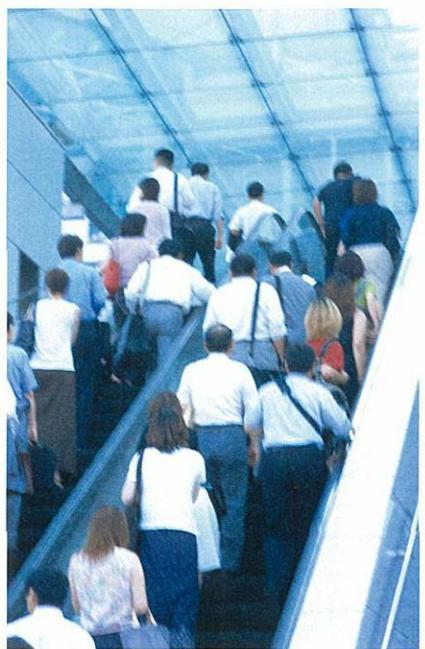
勤労者生活部企画課 長補佐 宮本 悅子

勤労者生活部では、その名前とおり、働く人一人ひとりにとって、仕事や仕事以外の活動を含む生活全体が、生涯を通じて、バランスが取れ、かつ、充実したものとなるための施策を行っています。

労働時間対策

まず、仕事と仕事以外の活動がバランスの取れたものとなるためには、仕事以外の「時間」が必要です。

我が国においては、一般労働者の総実労働時間は2023時間（平成18年）と依然として長時間労働の実態があり、有給休暇の取得率は47.1%（平成17年）にとどまっています。このため、**労働時間等設定改善法**に基づき、労使の自主的な取組を通じた所定外労働時間の削減や有給休暇の取得促進を進めています。また、ボランティア休暇など特別な休暇の普及促進を進めています。



●筆者

テレワークの普及促進

仕事と仕事以外の活動をバランスがとれたものとするため、情報通信技術を活用した時間と場所に制約されない新しい働き方であるテレワークを提案しています。

テレワークは、育児・介護や自己啓発など働く人の事情が多様化する中で、仕事と仕事以外の活動をバランスのとれたものとしていく上で有効な働き方であることから、関係省庁と連携してその普及促進を進めています。



賃金・退職金対策

働く人々の生活が充実したものとなるためには、その生活を支える「お金」が必要です。

このため、まず働く人の主要な収入源である賃金について、**最低賃金法**に基づき、最低賃金制度という使用者がその金額未満での賃金で労働者を

雇用することを禁止する制度を運営し、労働者の労働条件の下支えをしています。この最低賃金法については、生活保護との整合性を考慮することの明確化、罰則の強化などを内容とする改正を行い、最低賃金制度を安全網としてより一層機能させることとしています。

また、働く人にとっては、在職中の賃金だけでなく、退職する際に支払われる退職金も、その後の生活を支えるために重要なものです。中小企業では退職金制度の普及が進んでいないという現状があります。このため、**中小企業退職金共済法**に基づき、独立では退職金制度を設けることができない中小企業のための退職金制度を設けています。中小企業で働く人々の多くが退職金を受け取れるよう、その普及促進を進めています。



財産形成・労働金庫

住宅の取得などの高額な支出や不意の支出、また退職後の生活に備え、在職中の収入から計画的に資産形成を行うことが必要です。このため、**勤労者財産形成促進法**に基づき、労働者が給与から一定額を貯蓄することにより、計画的に資産形成ができる勤労者財産形成促進制度を促進しています。

また、生涯を通じて働く人々の生活の基盤となるものは「住宅」ですが、我が国においては、居住環境が充分でなく、また、労働者と自営業者の持家の取得率の格差が大きいという現状があります。このため、**中小企業退職金共済法**に基づき、独立では退職金制度を設けることができない中小企業のための退職金制度を設けています。中小企業で働く人々の多くが退職金を受け取れるよう、その普及促進を進めています。

労働金庫は、**労働金庫法**に基づき、労働組合などが協同して組織する働く人々のための金融機関です。労働金庫の業務運営が健全かつ適切に行われるため、金融庁と共同で、労働金庫の検査・監督を実施しています。

最後に

このパンフレットを読んでいる皆さんを含め、働く人の誰にとっても、時間やお金、さらには住宅は、生活の基本を支える非常に大切なものです。すべての働く人々、ひいては皆さん自身のためにも、これらを支援する労働者生活行政に取り組んでみませんか？